委　任　状

年　　月　　日

香川県県税事務所長　殿

現 住 所
（住民票住所）

委　任　者
（納税義務者）　**氏　　名**　　印

電話番号　　（　　）　　－

※県税事務所から連絡することがありますので、日中連絡可能な電話番号を必ず記入してください。

次の自動車に係る平成＿＿年度自動車税の過誤納還付金（延滞金及び還付加算金を含む。）の請求及び受領に関する権限を下記の受任者に委任します。

登　録　番　号　　香（川）　　－　　－

還　付　金　額　　円

受　任　者　　現 住 所
フリガナ
氏　　名
電話番号　　（　　）　　－

受任者本人名義の口座（ゆうちょ銀行口座の場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号をご記入ください。）

口 座 名 義 人								
金　融　機　関	銀行				支店			
口　座　番　号	普 ・ 当							

注意事項

1　委任者は、当該年度の自動車税納税義務者（原則として４月１日時点の所有者）となります。
2　委任者（納税義務者）の住所は、**住民票上の現住所**を記入してください。現住所及び氏名が納税通知書の記載と異なる場合は、変更内容を証明するもの（住民票・商業登記簿の写し等）を添付してください。
3　委任者が法人の場合には、登記印を押印してください。
4　この委任状は、自動車の**抹消登録した翌月 10 日（必着）までに提出**してください。
5　委任状を提出された場合でも、地方税法第１７条の２第１項の規定により、委任者（納税義務者）に未納の徴収金（自動車税だけでなく、県税の他の税目に係る徴収金も含みます。）がある場合には、**未納の徴収金に充当されるため、委任状の受任者には還付されません。**
6　この委任状は、受任者が還付金の受領を代理で行うものですので**還付充当通知書は委任者（納税義務者）に送付されます。**
7　納税義務者が亡くなられている場合は、届出書類及び戸籍の添付が必要ですので、抹消登録前に県税事務所にお問い合わせください。
8　委任状の提出先（郵送可）

香川県県税事務所　管理担当　【〒760-0068　高松市松島町１丁目 17-28　℡087-806-0304】